

2017年8月14日

大阪府中央府税事務所長  
辻本 秀也 様

自治労大阪府職員労働組合  
税務支部 中央分  
分会長 浪江達也



平成30年度の予算編成に向けた職場環境整備等の要求書

自治労府職税務支部中央分会に属する組合員の健康管理と福利厚生の実施を図り健康で安心して働ける職場づくりのため、分会組合員の要望により下記のことを要求する。

記

- 1 当局は分会との労使慣行を厳守し、労働条件の改変にあたっては、一方的実施は行わないこと。
- 2 平成25年4月より新事務所として、4フロアに分かれての業務を行っているが、職員の安全衛生の観点から男女各更衣室について休養設備の確保や手洗い場の新設など、拡充を図ること。  
また女性職員の増加に見合う更衣室とトイレの確保を図るなど、各フロアの職場環境が同一となるよう改善を行うこと。  
また全フロア各トイレにウォシュレットを設置すること。
- 3 一般定期健康診断・特別健康診断(女性検診・人間ドック・VDT作業等)の充実や受診対象範囲の拡大をはかり、職員の健康管理体制を強化すること。
- 4 職員の健康保持・増進および快適な職場環境の形成をはかるため、生活習慣病対策・メンタルヘルス対策・インフルエンザ等の感染予防対策を強化すること。
- 5 執務室の空調・換気・照明・臭気等については、日常的に点検を充実するとともに、冷暖房運転については、職員の健康管理に留意して行うこと。
- 6 庁用自動車等は、点検・整備に努めるなど職場(業務)環境の安全を図ること。また更新時には、安全対策の一環として「リアビューモニター」の設置等、事故防止対策を講ずること。
- 7 受動喫煙防止措置の徹底を図るため、健康増進法の趣旨及び福祉のまちづくり条例誘導基準に基づく分煙空間設備を新別館近くに増設すること。
- 8 税務手当について調整額に移行し、税務職員の士気高揚と税務行政遂行の水準向上を図り、働き甲斐のある職場を構築すること。

以 上